

事業再生計画の概要

第1 対象事業者の概要

1. 会社の概要

沿革

- 昭和4年（1929年）創業
- 昭和18年（1943年）法人化(宮野鑪(ヤスリ)製造株式会社)
- 昭和33年（1958年）ヤスリ部門等を分離
- 昭和60年（1985年）現商号に変更

資本金・株式

- イ) 資本金 7億500万円
- ロ) 発行済株式総数 1410万株
- ハ) 主要株主(持株比率)(平成16年3月末日現在)
 - 宮野利治 29.7%
 - Stephen Fairchild, Inc. 13.0%
 - IMAD. B. Tsay 10.1%

本社・事業所等

- イ) 本社
 - 長野県上田市秋和1000番地
- ロ) 主な事業所等
 - 上田工場（長野県上田市）
 - 福島工場（福島県西白河郡）
 - 北上工場（岩手県北上市）
 - 東京事務所（東京都三鷹市）

経営者

- 代表取締役社長 宮野利治
- 代表取締役副社長 伊藤俊勝

従業員の状況

従業員数 386 名(平成 15 年 12 月末日現在)

企業グループ

- イ) Miyano Machinery Inc.(以下「MMU」という。)
対象事業者の出資比率約 99.2%(米国イリノイ州法人)。対象事業者より製品を購入し、現地での販売等を行っている。
- ロ) Miyano Machinery Europe GmbH
対象事業者及びMMUの出資比率 100%(ドイツ法人)。対象事業者より製品を購入し、現地での販売等を行っている。
- ハ) McKinley Machinery Philippines, Inc.
MMUの出資比率約 99.9%(フィリピン法人)。工作機械等の部品等の製造等を行っている。
- ニ) Miyano Machinery Asia Co.,Ltd.
MMUの出資比率約 99.9%(香港法人)。対象事業者より製品を購入し、現地での販売等を行っている。
- ホ) Miyano Machinery (Thailand) Co.,Ltd.
対象事業者の出資比率約 49.0%(タイ法人)。対象事業者より製品を購入し、現地での販売等を行っている。
- ヘ) 株式会社ジムマック
対象事業者の 100%子会社。輸入自動車販売等を行っている。
- ト) 株式会社ハグ
対象事業者の 100%子会社。刃具の製造等を行っている。

2. 事業の概要

各種工作機械及び機械器具の製造販売等

3. 財務内容(平成 15 年 12 月期)

売 上 高:	13,631 百万円	
営 業 利 益:	584 百万円	
経 常 利 益:	175 百万円	
当 期 損 失:	78 百万円	
借入金総額:	12,353 百万円	(平成 16 年 3 月末日現在)

4. 主要債権者

三井住友銀行ほか

第2 支援申込に至った経緯

対象事業者は、80 年代後半に生産設備拡大に着手したが、その後のバブル崩壊により過大な人件費等の固定費負担、及び上記設備投資資金の調達等のために行った借入等による有利子負債の存在等を原因として、窮境に陥っていた。

このような状況のもと、対象事業者及びメイン銀行は、過剰な有利子負債を解消するとともに、事業の見直しを行い事業の再生を図るべく、産業再生機構に支援申込をするに至った。

第3 事業計画等の概要

1. 事業計画

製造機種の選択と集中

競争優位性が認められる、現在製造している機種の約 2 分の 1 の機種に製造の選択と集中を行い、かかるセグメント集中戦略により収益力強化を図る。経営資源を集中させたセグメントにおいては新製品の開発も積極的に行う。

製造・販売の効率化

工場及び営業拠点を集約するとともに、海外販社の再編を図り、最適規模による効率的な製造・販売を行う。

景気変動に対応したコスト構造改革

企業年金制度の改革、及び人件費の変動費化を図るなどして、景気変動に対応可能なコスト構造の改革を実現する。

数値計画

平成 19 年 12 月期において、現状の売上高を維持する一方で、営業利益約 9 億円を見込む。

2. 組織再編等

グループとして、コア事業以外の事業からは撤退し、またコア事業についても海外販社についての持株会社を設けるなどして、グループの支配体制を明確化すべく株式譲渡等の組織再編を実行する。

なお、設備投資等に対応すべく、産業再生機構からの 20 億円の出資を前提としている。

3. 金融支援の概要

金融機関等に対し、約 29.4 億円(債権放棄及び DES)の金融支援を依頼する。

第4 支援基準適合性

1. 生産性向上基準

本事業再生計画の遂行によって、自己資本利益率が 2%ポイント以上、有形固定資産回転率が 5%以上、及び、従業員一人あたり付加価値額が 6%以上、それぞれ向上することとなる。

2. 財務健全化基準

本事業再生計画の遂行によって、有利子負債のキャッシュフローに対する比率は 10 倍以内となり、かつ、経常収入は経常支出を上回ることとなる。

3. 清算価値との比較

対象事業者を清算した場合の債権の価値は、本事業再生計画を実施した場合の当該債権の価値を下回るものと見込まれる。

4. 3年以内のリファイナンス等の可能性

本事業再生計画の遂行により、対象事業者は健全な財政状態となり、金利負担能力において問題を生じない。また、本事業再生計画の実施により、対象事業者における有利子負債のキャッシュフローに対する比率が、同業他企業と比較し遜色のないものとなることから、3年以内のリファイナンス等の可能性が十分に認められる。

5. 過剰供給構造の解消との関係

本事業再生計画の遂行により、対象事業者の供給能力の増加が図られるものではないため、本事業再生計画は、産業活力再生特別措置法の施行に係る指針第15条の「過剰供給構造の解消を妨げるものではない」と判断される。

6. 労働組合との協議の状況

対象事業者は、今後直ちに労働組合(ミヤノ労働組合)及び従業員組合(ミヤノ従業員組合)と協議を行う予定である。

第5 経営者の責任

代表取締役社長は取締役の地位を退き、代表取締役副社長は代表取締役の地位を退く。その他の取締役も取締役の地位を退いた上、機構等との協議の上処遇を決定する。また、全取締役が退職慰労金の受領を辞退し、その保有する株式及び代表取締役社長一族の保有する株式について、後記減資後の株式の80%につき無償で消却する(これらの株式については、全株式について行う50%減資に加え、残りの50%の80%を無償で消却することから、株主からみたときには90%減資と同様の効果がある)。

第6 株主責任

既存株主保有株式の50%につき減資を行い、また、機構等に対する第三者割当増資により、既存株主の割合的地位を減少させる。

以 上